

新潟県条例第47号

新潟県住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律関係手数料条例（平成29年新潟県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
手数料を納めなければならない者	名称	区 分	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名称	区 分	手数料の額
1 法第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録を受けようとする者	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請手数料	(1) 登録する住宅の戸数が1戸の場合	1件につき <u>700円</u>	1 法第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録を受けようとする者	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請手数料	(1) 登録する住宅の戸数が1戸の場合	1件につき <u>7,300円</u>
		(2) 登録する住宅の戸数が2戸以上5戸未満の場合	1件につき <u>800円</u>			(2) 登録する住宅の戸数が2戸以上5戸未満の場合	1件につき <u>8,300円</u>
		(3) 登録する住宅の戸数が5戸以上10戸未満の場合	1件につき <u>900円</u>			(3) 登録する住宅の戸数が5戸以上10戸未満の場合	1件につき <u>10,100円</u>
		(4) 登録する住宅の戸数が10戸以上20戸未満の場合	1件につき <u>1,000円</u>			(4) 登録する住宅の戸数が10戸以上20戸未満の場合	1件につき <u>11,900円</u>
		(5) 登録する住宅の戸数が20戸以上40戸未満の場合	1件につき <u>1,100円</u>			(5) 登録する住宅の戸数が20戸以上30戸未満の場合	1件につき <u>12,400円</u>
		(6) 登録する住宅の戸数が40戸以上50戸未満の場合	1件につき <u>1,200円</u>			(6) 登録する住宅の戸数が30戸以上40戸未満の場合	1件につき <u>13,200円</u>
		(7) 登録する住宅の戸数が50戸以上100戸未満の場合	1件につき <u>1,300円</u>			(7) 登録する住宅の戸数が40戸以上50戸未満の場合	1件につき <u>14,000円</u>
		(8) 登録する住宅の戸数が100戸以上の場合	1件につき <u>1,600円</u>			(8) 登録する住宅の戸数が50戸以上100戸未満の場合	1件につき <u>16,200円</u>
2 法第	住宅	(1) 追加する住	1件につき	2 法第	住宅	(1) 追加する住	1件につき
(9) 登録する住宅の戸数が100戸以上の場合	1件につき <u>20,500円</u>	(9) 登録する住宅の戸数が100戸以上の場合	1件につき <u>20,500円</u>				

12条第1項の規定に基づく登録事項の変更（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の追加に係るものに限る。）を届け出ようとする者	確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録事項変更手数料	宅の戸数が5戸未満の場合	<u>300円</u>	12条第1項の規定に基づく登録事項の変更（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の追加に係るものに限る。）を届け出ようとする者	確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録事項変更手数料	宅の戸数が5戸未満の場合	<u>1,800円</u>	
		(2) 追加する住宅の戸数が5戸以上10戸未満の場合	1件につき <u>500円</u>				(2) 追加する住宅の戸数が5戸以上10戸未満の場合	1件につき <u>3,600円</u>
		(3) 追加する住宅の戸数が10戸以上40戸未満の場合	1件につき <u>600円</u>				(3) 追加する住宅の戸数が10戸以上20戸未満の場合	1件につき <u>5,400円</u>
		(4) 追加する住宅の戸数が20戸以上30戸未満の場合	1件につき <u>6,000円</u>				(4) 追加する住宅の戸数が20戸以上30戸未満の場合	1件につき <u>6,000円</u>
		(5) 追加する住宅の戸数が30戸以上40戸未満の場合	1件につき <u>6,700円</u>				(5) 追加する住宅の戸数が30戸以上40戸未満の場合	1件につき <u>6,700円</u>
		(6) 追加する住宅の戸数が40戸以上50戸未満の場合	1件につき <u>7,500円</u>				(6) 追加する住宅の戸数が40戸以上50戸未満の場合	1件につき <u>7,500円</u>
	(5) 追加する住宅の戸数が50戸以上100戸未満の場合	1件につき <u>900円</u>			(7) 追加する住宅の戸数が50戸以上100戸未満の場合	1件につき <u>9,700円</u>		
	(6) 追加する住宅の戸数が100戸以上の場合	1件につき <u>1,200円</u>			(8) 追加する住宅の戸数が100戸以上の場合	1件につき <u>14,000円</u>		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。